

令和3年第11回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月25日(木)

午後2時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 研 修
4. 議 題
 - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
 - 2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
 - 3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 4) 議案第4号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について
 - 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について
 - 6) 専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
5. そ の 他
6. 閉 会

農業委員

出席委員 14名

1番	井 上 清 一 君	2番	加 藤 互 君
3番	増 田 隆 司 君	4番	今 野 秀 明 君
5番	増 山 貞 男 君	6番	山 崎 勝 義 君
7番	間 中 健 太 郎 君	8番	濱 田 茂 君
9番	金 子 康 敬 君	10番	戸 賀 崎 邦 雄 君
11番	関 根 高 雄 君	12番	宮 田 邦 子 君
13番	後 藤 勇 君	14番	高 崎 勇 君

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1番	栗 原 勇 君	2番	鈴 木 徳 男 君
3番	國 井 茂 君	4番	張 ヶ 谷 一 郎 君
5番	岩 浪 一 宏 君	6番	高 野 清 美 君
7番	石 塚 正 弘 君	8番	日 下 部 敏 男 君

9番 鈴木和雄君
11番 上原一夫君

10番 田中均君
12番 木村忠由君

欠席委員 なし

事務局

事務局長 田原和明
書記 小林照敦

局次長 宇佐見毅
書記 杉江一真

午後 2時15分

◎開会の宣告

○局長 それでは、大変お待たせいたしました。定刻でございますので、農業委員会総会を開会いたします。

今日から12月定例会ということで議会が開会されております。来月14日までということです。また、茨島で猿が発見されたそうです。昨日は幸手だったようです。ですから、野生動物も相当杉戸にも近づいてきているということです。今日のニュースでも野生動物の被害が年間で150億と言っていましたけれども、かなりの被害があるということで、委員さんもそういうことにもちょっと注意しながらよろしくお願ひしたいと思います。

では、初めに〇〇会長の挨拶からよろしくお願ひします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。今日は時間が午後2時ということで、通知では午後2時となっておりますが、先月予定ということで3時始まりということで予定していました。

本日は9月に改選になりまして、新人の方もいらっしゃるということで、議案の少ないときには研修も実施したいということで、今日は農地法に関してのことにつきまして春日部農林振興センターの〇〇課長さん、また杉戸担当部で〇〇さんに来ていただきまして、審議の前に研修をしていきたいと考えております。非常に農地法は年々少しずつ変わっておりますので、昔勉強したものが今大分違ってくるような状況もございますので、全面変わっている農地法の中で、通常は3条、4条、5条でございますけれども、その他もございまして、今日は有意義な研修をしていきたいと思ひます。研修が終わりましてから審議に移りたいというふうに予定をしておりますので、よろしくお願ひをします。

また、23日の農業祭につきましても大変農業委員の皆さんに出品やら、当日お手伝いに出いただきました方につきまして、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。無事に、予定どおりと言っはなんですけれども、密にならない程度に、コロナ禍でございましたもので、ちょうど想定どおりかなと感じております。結果的には成功だったかなと思ひますので、今後ともそういうことがありましたら農業委員の皆さんにお手伝いをいただきながら進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。今日は大変ご苦労さまです。

○局長 ありがとうございます。

それでは、早速春日部農林振興センターの〇〇課長さん、また〇〇さんに講義をしていただきたいと思ひます。それでは、よろしくお願ひします。

◎研修

[研修]

○局長 ありがとうございます。

○局次長 皆さん、第1部、お疲れさまでした。第2部に入る前に、先日11月23日に杉戸町農業祭、第1回ではなく、プレ開催ということで開催させていただきました、農業委員の皆様には共進会にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。お手伝いいただいた委員様、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。当日いらしらなかつた農業委員さんもいらしらるかと思ひますので、ちょっと簡単な雰囲気、どんな雰囲気だったかというのを分かるビデオにまとめましたので、2分半ぐらい議題の前に上映させていただきます。よろしくお願ひします。

た、依頼されました調査5項目につきましては、問題ありませんことをご報告申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。ちょっとここまぶしいので、私ね、手を挙げてください。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決します。よろしいですか。

議案第1号、ナンバー1—1から1—9、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字下高野字後宿〇〇〇番〇、畑、1,732㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。譲受人、蓮田市、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、建売住宅。

ナンバー1につきましては、株式会社〇〇が建売住宅〇棟を建築するため、農地転用の許可を行うものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用に伴い周囲にブロック塀を設置することから、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。資金計画については、自己資金及び融資で計画しております。場所については、大字下高野地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員1番 調査報告いたします。

譲受人の蓮田市の〇〇さんにつきましては、11月19日、電話にて確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり、建て売り住宅〇棟を計画しているということに間違いございません。

なお、譲渡人、〇〇さんにつきましては、11月21日、現地で立会いをいたしまして、確認をいたしました。〇〇さんにつきましては、先代がお亡くなりになった後、農業は辞めております。なお、農地につきましては、雑草等の防除ということで管理だけを実際やっているということでございまして、今回の件につきましては、周囲に大分住宅が立ち並んでおりまして、今後農業を続けるに当たりまして迷惑をかけるのではないかというようなことから、今回の話がありまして、農地を譲るというふうになったということでございます。なお、調査5項目につきましても問題ございません。よろしく願います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー2—1から2—2、併せまして関連がございますので、ナンバー3まで事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー2—1、大字堤根〇〇〇〇番、田、1,550㎡。ナンバー2—2、同じく〇〇〇〇番、田、280㎡。合計1,830㎡。使用貸人、堤根、〇〇〇〇。使用借人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、農地改良に伴う一時転用。

続きまして、ナンバー3、大字堤根〇〇〇〇番、田、719㎡。使用貸人、堤根、〇〇〇〇〇。同じく使用貸人、堤根、〇〇〇〇。同じく使用貸人、堤根、〇〇〇〇。同じく使用貸人、春日部市、〇〇〇〇。使用借人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、農地改良に伴う一時転用。

ナンバー2及びナンバー3につきましては、申請地の水はけを改善し、農機具の搬入を容易にし、効率のよい農作業を行うため、農地改良を行うものでございます。工事完了後については、引き続き稲作を耕作する予定です。仕上がりにつきましては、埼玉県が定めております農地改良許可の基準を満たしておりまして、農地改良による周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。資金については、自己資金で計画しております。場所については、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 説明が終わりました。

これにつきまして、調査報告、〇〇委員、3番まで一括してお願いします。

○農業委員8番 それでは、調査報告をいたします。

まず、使用貸人の〇〇〇〇さんにつきましては、11月20日に現地にお邪魔して直接お会いして、内容を聞いてきました。先ほど事務局からの話がありましたとおり、非常にこの土地低いということで、毎年秋の収穫が大変な思いをしているということでございます。使用借人の〇〇〇〇さんにつきましても、11月20日に直接お邪魔をいたしまして、確認をさせていただきました。〇〇〇〇さんから土盛り等をお願いしたいという内容がありまして、県のあるいは町の指導等をいただきながら施工を行うということでございます。

それから、3の〇〇〇〇〇さん、それから〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、お母様が〇〇〇〇〇〇さんで、子供さん〇人、あと春日部の〇〇〇〇さん、春日部に住んでおりまして、この方はお会いできなかったのですが、お母さんが代表でお話をいただきました。内容につきましては、〇〇〇〇さんから隣の田んぼということで、やはり秋に収穫で苦勞しているの、一緒に一時転用しないかという話をいただいたということで、申請になっているということでございます。

それから、調査項目につきましては問題ございません。

以上でございます。皆様のご審議をお願いいたします。

○会長 一括して調査報告が終わりましたが、この件につきまして、2番、3番の件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。採決につきましては別々に行います。

議案第2号、ナンバー2—1から2—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、大字宮前字東通〇〇〇—〇、畑、912㎡。設定する利用権、賃貸借。内容、普通畑。令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間。借賃5,000円。利用権を設定する者、宮前、〇〇〇〇。こちらは新規案件となります。なお、利用権設定後は白菜、ネギを栽培する予定となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員2番 こちらの件に関しまして調査をいたしました。

11月20日午後に賃貸人、借借人の自宅に訪問し、確認してまいりました。賃貸人は、この農地は10年以上貸し出ししており、今期で契約が切れるとのことで、借り手を探しているところ、借借人の〇〇様が10アールほどの畑で野菜を栽培したいと。農家生まれの育ちですから、自分で野菜を作って食べたいということです。そのことを聞きまして、話をしていました〇〇さんのほうも借りてもいいという話になりまして、今回の話がまとまったとのことです。周辺はおうちで、ソバ畑や野菜等を行っている土地となります。調査5項目についても問題ありません。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー2からナンバー7、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー2からナンバー7につきまして、利用権の設定を受ける者は〇〇〇〇でございます。ナンバー2からナンバー7の合計は3,776㎡です。設定する利用権は賃貸借。内容、普通畑。令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間。借賃は5,000円です。利用権を設定する者は春日部市、〇〇〇〇〇〇です。こちらは継続案件となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

継続案件でございますので、調査報告はございません。

この件につきまして質疑を受けますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決をいたします。

議案第3号、ナンバー2からナンバー7、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、ナンバー8番から最後のナンバー80番まで、農林公社の関係でございますので、くくりごとに設定する人が同じ場合は一括した面積の説明ということでご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー8からナンバー80につきましては、埼玉県農林公社に伴う農地中間管理機構に伴う案件でございます。こちら件数が多いため、それぞれの利用権を設定する者と面積についてのみ報告いたします。

設定する利用権についてですが、賃貸借でございます。期間につきましては令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間でございます。ナンバー8からナンバー12、合計3,151㎡。利用権を設定する者は堤根、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー13、面積658㎡。利用権を設定する者、本郷、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー14、面積766㎡。利用権を設定する者、幸手市、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー15からナンバー26、合計8,933㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー27、57㎡。利用権を設定する者、本郷、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー28、面積747㎡。利用権を設定する者、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー29からナンバー35、合計5,387㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー36から37、合計1,820㎡。利用権を設定する者、本郷、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー38から41、合計3,714㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー42から43、合計1,160㎡。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー44からナンバー51、合計5,683㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー52からナンバー59、合計5,151㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー60からナンバー70、合計8,603㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー71から72、合計1,969㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇ほか〇名。

続きまして、ナンバー73、472㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー74、面積548㎡。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー75から77、合計2,844㎡。利用権を設定する者、神奈川県川崎市、〇〇〇〇。

最後、ナンバー78から80、合計2,871㎡。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

公社の関係で全て新規でございますが、ただいまの説明につきまして質疑を受けたいと思います。ナンバー8から80番まで。ご質疑ございましょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、一括して承認を得たいと思いますが、ナンバー8からナンバー80番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

こちらにつきましては、先ほど議案第3号で取り上げられました農地中間管理機構に伴う配分計画によるものです。簡単に説明しますと、〇〇氏に715㎡、〇〇氏に4,014㎡、〇〇氏に1,969㎡、〇〇氏に1万72㎡、〇〇氏に1万1,155㎡、〇〇氏に1,949㎡、〇〇氏に1万2,583㎡、〇〇氏に6,649㎡、〇〇氏に6,168㎡が配分されるものでございます。こちら事務局といたしましては妥当であると判断しております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

先ほどの議案第3号に基づく公社の関係の配分の計画の原案でございます。こちらにつきまして何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について。

ナンバー1—1、大字大塚〇〇〇番、田、1,354㎡。ナンバー1—2、同じく〇〇〇番、田、2,571㎡。ナンバー1—3、同じく〇〇〇番、田、2,457㎡。ナンバー1—4、同じく〇〇〇番〇、田、1,841㎡。ナンバー1—5、同じく〇〇〇番〇、田、670㎡。合計8,893㎡。申請人、草加市、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、農地改良に伴う一時転用。変更理由、客土方法の変更。

ナンバー1—1からナンバー1—5につきましては、令和3年7月30日付で県より許可が下りた農地改良につきまして、当初表土の下に客土を行う方法で許可を得ておりました。しかし、掘削したところ土質が粘土状であり、計画している作物が育成に使用できない土であったため、表土として客土する計画に変更するものでございます。なお、高さにつきましては、変更はございません。変更後の事業計画については、周囲に鉄板を引くことから周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われま。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましても変更でございますので、調査報告はございません。

既に農業委員会で一度許可したものでございますが、客土方法が変わったということでございますので、また議案第5号で提案等ご提出をさせていただいている状況でございます。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決に移ります。

議案第5号、ナンバー1—1から1—5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、お願いします。

○書記 専決報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、内田4丁目〇〇〇〇番〇〇、田、163㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇、〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。こちらは令和3年10月14日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、清地6丁目〇〇〇番、田、2,786㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇。譲受人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的は建売住宅。こちら令和3年10月20日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー3、杉戸5丁目〇〇〇〇番、畑、390㎡。譲渡人、杉戸6丁目、〇〇〇〇。譲受人、本郷、〇〇〇〇。転用目的は自己用住宅。こちら令和3年11月2日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を副会長にお願いします。

○副会長 それでは、これをもちまして第11回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、12月24日金曜日です。時間は、本日と同じ2時から、また1時間ばかり研修をさせていただきます。場所は、第1庁舎3階会議室を用意しております。

本日は大変長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年11月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 増 山 貞 男

署 名 委 員 濱 田 茂